

市政



公立保育園に臨時パート職員として勤務する
保育士・看護師募集

登録資格 保育士または看護師資格
をお持ちの方 ■募集人数 若干名
■履歴書をお持ちの上、本所子育て推
進課 ☎内線152へ 他申込み時に臨
時職員登録申込書の記入が必要

男女共同参画推進懇談会
委員募集

鶴岡市男女共同参画計画に掲げた取
り組みの推進に当たり、意見や助言等
を頂く委員を公募します。

■次の全てに該当する方4人以内(国
または地方公共団体の議員及び職員を
除く) ①満20歳以上で、市内に住所
を有しているまたは通勤・通学してい
る方 ②男女共同参画の推進に意欲の
ある方 ③平日の日に中に開催する会議
に出席できる方 ■1月23日☎まで申
込書を本所政策企画課(〒997-8
601市内馬場町9・25) ☎内線52
4へ(当日必着) 他詳細は市HP「鶴
岡市の男女共同参画」

4月12日☎執行予定 山形県議会議員選挙
期日前投票所の投票立会人募集

■立会日時 4月4日☎～11日☎の2
日間程度午前8時30分～午後8時 ■
立会場所 市役所本所または各地域庁
舎 ■对本所に住民登録と選挙人名簿に無
登録があり、政党及び政治団体等に無

健康・福祉



「献血にふみだす一歩はたちの勇気」
「はたちの献血」キャンペーン

病気やけがの治療・手術をはじめ、
医療の現場では多くの輸血用血液が必
要です。尊い命を救うために使用され
る輸血用血液は人工的につくることが
できず、また長期間の保存もできない
ため、安定した在庫確保が重要です。
献血者が減少する冬の輸血用血液
の在庫確保のために、成人を迎える「は
たち」の若者を中心に、献血に対する
ご理解とご協力を呼び掛けています。

■2月28日☎まで 関健康課(にこ
ふる) ☎内線362 他献血実施日や
場所等は山形県赤十字血液センターHP

高齢者インフルエンザ予防
接種助成は1月31日☎まで

季節性インフルエンザの流行は1月
上旬～3月上旬が中心です。予防接種
は、発病や重症化防止に有効です。ワ
クチンが十分な効果を発揮するまで接
種後2週間が必要とされていますので、
助成期間内の接種をお勧めします。ま
た、まめな手洗い・うがい、せきエチ
ケットを徹底し感染を予防しましょう。

関健康課 ☎内線374または各地域庁
舎市民福祉課へ

特定健診、大腸がん検診、呼吸器検診
集団健診最終日程

■1月29日☎、2月9日☎・10日☎・
16日☎・20日☎午後1時30分～2時30
分 関総合保健福祉センター(にこ
ふる) ■地域の集団健診日程で受け
られなかった方 関健康課 ☎内線36
7または各地域庁舎市民福祉課へ

ウイルス性肝炎は感染による肝臓の病気で
肝炎ウイルス検査

次の項目に当てはまる方、検査を受
けたことがない方には、検査を受ける
ことをお勧めします。▽平成4年以前
に輸血を受けた方 ▽大きな手術を受
けた方 ▽ファイブリノゲン製剤を投与
された方 ▽臓器移植を受けた方 ▽
ボディピアスをしている方 ▽健康診
断等で肝機能の異常を指摘され、その
後精密検査を受けていない方等

■2月3日☎・4日☎・5日☎ 場荘
内地区健康管理センター ■市内在住
で今年度中に40歳になる方、または41
歳以上で検査を受けたことがない方
内血液検査 費3000円(40歳の方及
び70歳以上の方は無料) ■1月15日
☎まで健康課 ☎内線377へ 他生活
保護世帯・市民税非課税世帯の方に減
免制度あり(事前申請が必要)

平成26年中の所得税等の申告用に
障害者控除対象者認定書を発行します

■对身体障害者手帳等の交付を受けてい

ない65歳以上で要介護認定(要支援認
定は除く)を受けている方、またはそ
の方を扶養している方 ■持介護保険証
■本所長寿介護課 ☎内線187または
各地域庁舎市民福祉課へ

子育て・教育



ひとり親家庭の方へ公的年金受給している方
でも児童扶養手当が受給できる場合があります

これまで公的年金(遺族年金、障害
年金、老齢年金等)を受給する方は児
童扶養手当を受給できませんでしたが、
児童扶養手当法の改正によって、年金
額が児童扶養手当額より低い方はその
差額を受給できるようになりました。

■児童扶養手当額より低い遺族厚生年金
のみを受給しているひとり親家庭の子
供等 ■支給月額 ▽1人目：4万1
020円～9、680円(受給者の所
得によって異なります) ▽2人目：
5、000円 ▽3人目以降：1人に
つき3、000円加算 ■本所子育て
推進課 ☎内線151 他3月までに申
請すると昨年12月分から受給できま

出産育児一時金の支給額
が変わります

平成27年1月1日以降に国民健康保
険の被保険者が、産科医療補償制度対
象外の出産をしたとき支給される出産
育児一時金の額が、39万円から40万4
000円に変わります。なお、産科医

療補償制度対象の出産をしたときに支給される出産育児一時金の額(42万円)に変更はありません。受給手続きについては、出生届の際に案内しています。
■ 国本所国保年金課 内線177または各地域庁舎市民福祉課へ



税

給与支払報告書の提出について (平成26年中支払分)

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、徴収区分の適正な仕分け(特別徴収が原則)をし、金額の多寡に関わらず早目に提出してください。2月2日①まで本所課税課**内線201**へ。

固定資産税に関する申告はお早目に(申告は1月5日①から)

▼償却資産の申告 **■ 副業(農林漁業・小売業・サービス業・建設業等)** を営んでいる個人や法人で毎年1月1日現在で償却資産を所有する方(申告書送付済み。eLTAXへ地方税電子申告システム)の利用届出をした方にはお知らせが送信されています。 **■ 申告期限** 1月30日① **■ 他詳細は**「申告の手引き」をご覧ください。申告書が届いていない場合でも申告資産がある方は申告してください。申告書及び手引きは市HP「課税課」からダウンロードするか本所課税課**内線242**または各地域庁舎税務担当へ。eLTAXの利用もご検討ください。(詳細は同HP)

▼土地・家屋利用状況の変更の申告

対平成26年中に、▽建物を解体した方
 ▽非住宅用地(更地を含む)の宅地に住宅を建築した方
 ▽前年まで農地の土地を購入し造成した宅地に住宅を建築した方
 ▽火災・天災等で住宅が滅失または損壊する等やむを得ない事情でその宅地を住宅用地として利用できない方
 ▽土地・家屋の用途を変更した方 **■ 申告期限** 1月30日①

▼転作等による地目変更の申告 戸別所得補償モデルで果樹等の永年性作物に転換した田、設備がなく用水できない田については、評価地目を畑に変更しますので申告してください

▼認定長期優良住宅の新築軽減措置の申告 対平成26年中に新築した認定長期優良住宅 **■ 申告期限** 1月30日①
 ▼共通 **■ 場** 国本所課税課**内線208**または各地域庁舎税務担当へ

生活・その他



鶴岡市交通災害共済を廃止します

加入者の減少や交通事故に対する民間保険制度が普及・充実したこと、市が行う見舞金制度としては一定の役割を終えたものとし、平成27年度の加入募集を行わず、3月31日①をもって事業を廃止します。交通災害共済を廃止しても、見舞金の請求は受け付けます。請求期間は、事故の発生した日から18か月間です。ご注意ください。
■ 特見舞金請求書、加入者証(事故発生年度のもの)、交通事故証明書、診断書、

口座振込用請求書、印鑑等 **■ 国本所コミュニティ推進課** 内線122または各地域庁舎総務企画課へ

市営住宅入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	1LDK (高齢・障害者向け) 3DK (子育て向け)	1
城南住宅	3階・3DK	1
美原住宅	2階・1DK 4階・2DK	1
稻生住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 2階・3DK	1
東部住宅	3階・3DK	1
みどり住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
大西住宅	2階・2LDK	1
柳原住宅	3階・3DK	1

■入居時期 3月中旬以降 **■**1月5日①〜21日①に本所建築課**内線483**または各建設事務室(羽黒・朝日・温海庁舎)へ **■ 他**入居資格要件があり調査の上入居を決定(子育て向け住戸は小学生以下の子供がいる世帯対象)。応募がない住戸は落選者を対象に二次抽せんを実施。一部住戸は世帯状況に応じた優先選考。詳細は募集案内書

2015年農林業センサスにご協力ください

この調査は、2月1日現在で全ての農林業関係者を対象に行われる「農業の国勢調査」ともいえる重要な調査です。対象者へ調査員が訪問し、調

査票に経営状況等の記入をお願いしますのでご協力ください。
■ 国本所政策企画課 内線592または各地域庁舎総務企画課へ

「米価下落対策緊急資金」を「活用ください」

対平成26年産米の概算金の大幅な下落等によって影響を受ける稲作農家で米の生産調整を行っている販売農家 **■ 資金使途** 稲作経営の維持安定に必要な運転資金 **■ 利率** 無利子 **■ 限度額** 出荷60kg当たり3,300円(個人:500万円まで、法人・集落営農組織:2,000万円まで) **■ 償還** 3年(据置期間なし) **■**3月31日①まで庄内たがわ・鶴岡市農業協同組合山形・庄内・きらやか銀行または山形・新庄・米沢・鶴岡信用金庫へ **■ 国本所農政課** 内線578

使用済小型家電の無料回収を実施します

1月15日①〜2月13日①の午前8時30分〜午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く) **■ 回収品目** パソコン(ブラウン管モニターは不可)、携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ゲーム機、DVDプレイヤー、地デジ・BSチューナー、ワープロ(この8品目以外は回収しません) **■ 場** 国本所廃棄物対策課(グリーンセンター) **■**22・2848または各地域庁舎市民福祉課へ **■ 他**回収記録票の記入が必要で事前に消去してください